

## V-CUBE スタジオ利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ブイキューブ（以下「VC」といいます。）が運営するスタジオ（プラチナスタジオ、ロイヤルスタジオ等を指すものとし、以下総称して「本スタジオ」といいます。）の利用に関する条件を定めるものであり、本スタジオを利用するすべての利用者（以下「ユーザ」といいます。）に適用されます。

### 第1条（総則）

1. 本規約は、VC及びユーザに適用される民法548条の2が定める定型約款に該当し、第8条の申込をすることによって本規約を契約の内容とする旨に同意したときに、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
2. VCは、ユーザの一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本スタジオの利用に関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づいて、ユーザの事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。
3. VCは、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の内容を、VCウェブサイト上に表示し又はVCの定める方法により通知することでユーザに周知するものとします。

### 第2条（本スタジオの利用目的）

1. 本スタジオの利用目的は、ユーザが本スタジオを利用してインターネット配信等を行うこととします。
2. VCは、本スタジオ利用につき、特定目的への適合性等、いかなる種類の保証もしません。

### 第3条（本スタジオの利用）

1. ユーザは、本規約に定める目的の範囲内で、VCの定める方法に従い、本スタジオを利用することができます。
2. 本スタジオは、ユーザが自己のために利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の自己利用以外の目的で利用してはなりません。
3. ユーザは、本スタジオをVCが提供する状態でのみ利用するものとし、原則として本スタジオの改変等を行ってはなりません。
4. 本スタジオの全部又は一部について、年齢制限、配信内容等、その他VCが必要と定める条件を満たしたユーザに限り利用できる場合があり、ユーザはあらかじめこれに同意するものとします。

#### 第4条 (禁止行為)

ユーザは、本スタジオの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) カーテンレールや棚を外すなど復旧が困難な使用
- (2) 撤収後即時次案件を行うことができない使用
- (3) 壁面への釘やねじといったものの打ち込み、破損の伴う施工
- (4) 本スタジオ内の他スタジオ、他のユーザに支障をきたす行為(騒音、搬入搬出等)
- (5) スタジオ内に臭いが染みつくような物品の持ち込み
- (6) スタジオ内マニュアルの持ち出しや複写、撮影
- (7) スタジオ内での食事
- (8) スタジオ内での喫煙
- (9) 火器の使用、各種危険物の持ち込み
- (10) 酒気を帯びた方のスタジオ入室
- (11) スモークマシンなど煙の出る機器の使用
- (12) 申請した用途以外での使用
- (13) スタジオ使用权の第三者への譲渡、および転貸をする行為
- (14) VC スタッフの指示に従わない行為
- (15) その他、VC が不適切と判断する行為

#### 第5条 (規約違反の場合の措置等)

1. VC は、ユーザが前条各号又は次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると VC が判断した場合には、その裁量により、当該ユーザに対し、本スタジオの利用の一部停止若しくは制限、利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
  - (1) 申請書に虚偽の情報を記載提出された場合
  - (2) 提出情報に変更があったにも関わらず、変更のご連絡をいただけない場合
  - (3) 本規約に違反した場合
  - (4) 本スタジオの名誉、信用を傷つけた場合
  - (5) 本スタジオの秩序を乱した場合
  - (6) 本スタジオの品位を損なう行為のあった場合
  - (7) 公序良俗に反する行為、法律等に違反する行為、犯罪に結びつく行為またはその恐れのある行為があった場合
  - (8) その他、VC が不相当と認めた場合
2. ユーザは、利用停止等の後も、VC 及び第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。

3. VC は、本条に基づき VC が行った措置によりユーザに生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

#### 第6条（必要情報の提出）

ユーザは、インターネット配信内容など、本スタジオ利用に必要な情報について VC に提出するものとし、変更が生じた場合、遅滞なくその旨を VC に提出するものとし、ユーザが提出を怠り又は誤った内容を提出したことにより不利益を被ったとしても、VC は一切の責任を負いません。

#### 第7条（本スタジオ利用細則）

ユーザは、本スタジオの利用に当たり、本条各号の定めを確認、順守するものとします。

- (1) スタジオ内は防災を目的として常時カメラで撮影・録画をしていること
- (2) スタジオ使用時、搬入搬出時に生じた汚損や破損に関しては修繕費が請求されること
- (3) 機材・機器の搬入搬出がある際は、人荷用エレベーターから本スタジオまでの壁やドアへの養生をすること
- (4) セッティング、片付けはスタジオ使用時間に含まれていること
- (5) 機材破損を発見した場合、エントランス内線にて VC スタッフに連絡すること
- (6) スタジオで発生した事故や怪我、持ち込み機材の破損に関して、VC は一切責任を負わないこと
- (7) 18 歳未満の 22 時以降から早朝 5 時までの本スタジオの出入りは禁止であること
- (8) 原状回復前提でのみ、スタジオ機材の使用、ケーブルの抜き差し、レイアウトの変更ができること

#### 第8条（利用の申込）

1. 本スタジオの利用申込は、VC 所定の申込書による方法、又は本サービスサイトに設置される入力フォーム（以下「申込フォーム」といいます。）による方法によるものとします。
2. 本スタジオの利用契約は、VC が申込を承諾した通知がユーザに到達したときに成立するものとします。
3. 天災地変等で、本スタジオの利用が制限される場合、VC は予約及び利用を保証する責任を負いません。

#### 第9条（申込後のキャンセル）

1. ユーザは、利用日の 31 日前の 18 時までに VC に到達するようキャンセルの通知をすることにより、本スタジオの利用申込を無償でキャンセルすることができます。

2. ユーザは、キャンセルの通知が以下のようにVCに到達した場合は、以下の要領にて本スタジオの利用料の全部または一部分を支払うこととします。

30日前から15日前18時までの連絡・・・・・・・・50%

15日前18時から当日までの連絡・・・・・・・・100%

3. 前二項の定めに加え、ユーザによる申込後のキャンセルにより、VCが手配した機・外部施設等のキャンセル料が発生した場合には、別途ユーザがこれを負担するものとします。

#### 第10条 (利用料金)

1. 本スタジオの利用料と支払方法は、VCが別途提示する見積書ほか資料によるものとします。

2. VCに支払われた利用料その他費用は、本規約中に特段の定めがない限り、返金されません。

#### 第11条 (秘密保持)

1. VC及びユーザは、本スタジオの利用に関して相手方から秘密である旨を明示されて開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示漏洩せず、本スタジオの利用以外の目的に使用しないものとします。

2. VC及びユーザは、本スタジオ利用の終了後速やかに、秘密情報を相手方の指示に従って返却又は破棄するものとします。

#### 第13条 (インターネット回線の利用)

1. 本スタジオ内に敷設されたインターネット回線は、ユーザがユーザ自身の責任のもとに利用し、VCは、同インターネット回線の利用にともない発生した配信不具合等については、一切責任を負わないものとします。

2. 通信端末の環境や各種設定に関してはスタジオ利用に含まれないものとします。

3. 接続するパソコン・通信端末のセキュリティは、ユーザの責任において保護・管理するものとします。

4. VCは、ウィルス感染やファイル共有ソフトの使用等、他のユーザが不利益をこうむると判断した場合、事前通知することなく利用を停止するものとします。

5. 通信速度の低下、予期せぬトラブルや緊急メンテナンス等によるサービスの停止等により発生した損失や損害については、VCは、一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条 (損害賠償・原状回復)

1. ユーザによる本規約違反行為その他本スタジオ利用に起因して損害が発生した場合、VCに対し、その全ての損害（弁護士費用及びVCにおいて対応に要した人件費相当額

を含みます。)を賠償しなければなりません。

2. ユーザが本規約の定めに違反して本スタジオの設備等を改変・変更した場合、原状回復の義務を負うものとし、原状回復期間中に発生した損害を VC に賠償するものとします。VC が原状回復を行った場合、原状回復にかかる費用をユーザに請求するものとします。

#### 第15条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

#### 改定履歴

2021年8月20日	制定
2022年7月1日	改定